

「子どもを虐待から守る条例」の改正について

1 条例改正の経緯

令和5年5月に本県で発生した児童の死亡事例を受け、三重県児童虐待死亡事例等検証委員会の報告書で課題とされた「体制づくり」「関係機関との連携」「人材育成（研修）」などの視点で、これまで5回の有識者会議においていただいたご意見などをふまえつつ検討を進め、最終案を取りまとめました。

2 パブリックコメントの実施状況

令和7年3月14日（金）から4月12日（土）まで実施し、12名の方から59件の意見をいただきました。主な意見は下記のとおりです。

- ・施策推進のための財政上の措置（7件）
- ・質だけでなく業務量に見合う人材確保（6件）
- ・計画の内容の充実（5件）

3 改正の主なポイント

条例の柱立て	改正の主なポイント
第1章 総則	・ 県、市町、関係機関等が相互に連携し、子どもや家庭を適切な支援につなぐ。
第2章 未然防止	・ 妊娠期から子育て期まで不安を抱える者を必要な支援につなぐ取組を推進。 ・ 乳幼児健診未受診の子ども等の安全確認の徹底。
第3章 早期発見及び早期対応	・ 市町及び関係機関等と連携し、対面による子どもの安全確認の徹底。 ・ 子どもの安全を確保する際の児童相談所から警察への援助要請について明記。
第4章 保護及び支援	・ 子どもの安全確保のために必要な措置を講じるため、一時保護を解除し、家庭復帰する際の引継ぎを徹底。 ・ 子どもの権利擁護を促進するため、子どもが意見表明できる体制を整備。 ・ 児童養護施設等を退所した者の実情把握に努め、生活や就労に対する相談体制を整備。
第5章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進	・ 警察、医療機関、要保護児童対策地域協議会の一層の連携体制を整備。 ・ 死亡事例の検証結果等を児童相談所、市町、関係機関等における研修に活用する等、再発を防止する取組を進める。

4 今後の予定

令和7年	6月	議案提出
	6月	医療保健子ども福祉病院常任委員会（議案審議）
	6月	公布